

第 751 回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和4年3月8日（火）14時より
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等（説明者）
 - (1) ウクライナ（「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）からの貨物に対する輸入禁止措置に伴う税関の対応等について
（業務部 通関総括1部門 浦本 統括審査官）
 - (2) 令和3年横浜税関における差止公表
（業務部 西潟 原産地調査官）
4. 連絡事項等
 - (1) 今後の通関協議会の開催方法について
 - (2) 次回の通関協議会について

関係者 各位

ウクライナ（「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）からの貨物に対する輸入禁止措置に伴う税関の対応等について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、令和 4 年 2 月 26 日の閣議において、「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について」が閣議了解されました。

これを受けて、ウクライナのうち「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする全ての貨物の輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が、同日公布、施行されたところです。

税関におきましては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸入禁止措置の実行を確保するため、別紙（令和 4 年 2 月 26 日財関第 118 号：下記アドレスご参照）に基づいて、審査・検査を実施しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、経済産業省において、以下の通達改正が実施されておりますので、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

- ロシア連邦向けの輸出貨物のうち、輸出貿易管理令別表第 1 に該当する貨物について、外国為替及び外国貿易法第 48 条の包括許可の対象外とする等の通達改正（公布：令和 4 年 2 月 26 日、施行：同年 3 月 5 日）
- ベラルーシ共和国向けの輸出貨物のうち、輸出貿易管理令別表第 1 に該当する貨物について、外国為替及び外国貿易法第 48 条の包括許可の対象外とする等の通達改正（公布：令和 4 年 3 月 3 日、施行：同年 3 月 10 日）

(掲載)

○税関ホームページ：令和4年2月26日財関第118号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R04z0118.pdf>

○経済産業省ホームページ：通達改正

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law09-2.html>

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

(業務部通関総括第1部門)

電話：045-212-6150

○他法令確認（輸入令）について

(業務部通関総括第3部門)

電話：045-212-6153

○他法令確認（輸出令）について

(業務部特別審査官)

電話：045-212-6112

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 阪田 渉

ウクライナ（「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）からの貨物に対する輸入の禁止措置に伴う税関の対応について

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする全ての貨物に対する輸入禁止措置を実施することが決定され、本日（2月26日）、「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする全ての貨物の輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が本日公布、施行された。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸入の禁止措置の実行の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、通関関係書類等により貨物の原産地を確認するとともに、検査に際しては、貨物等に付された表記等により貨物の原産地を確認することとし、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸入の禁止措置の実行を確保すること。
2. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

経済産業省

官 印 省 略
20220225 貿局第3号
令和4年2月26日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

ウクライナ（「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）に係る輸入禁止措置について

上記の件について、令和4年2月26日付け閣議了解に基づき、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

○経済産業省告示第二十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和四年二月二十六日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係</p>	<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係</p>

る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目 番 号	関 税 率 表 の 番 号 等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	全貨物
ウクライナ (クリミア 自治共和国 、セヴァス トポリ特			

る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目 番 号	関 税 率 表 の 番 号 等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	全貨物
ウクライナ (クリミア 自治共和国 又はセヴァ ストポリ			

<p>別市、「ド ネツク人民 共和国」(「 自称)又は 「ルハンス ク人民共和 国」(自称)を原産地 とする場合 に限る。)</p>					<p>特別市を原 産地とする 場合に限る 。)</p>			
<p>第2 [略]</p>				<p>第2 [略]</p>				
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>								

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

輸入差止件数が3年連続全国税関別第1位

～ 令和3年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～

令和3年（令和3年1月～12月）の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

**全体：輸入差止件数は、全国税関別第1位
輸入差止点数は、過去5年で最高水準を記録**

- ・ 輸入差止件数は全国分の約4割(39.2%)を占め、2年連続して1万件を超え、3年連続して全国税関別1位を堅持。
- ・ 輸入差止点数は2年連続して8万点を超え、毎年増加傾向にある。

仕出国（地域）別：中国が引き続き最多

- ・ 輸入差止件数・点数ともに、中国仕出しは9割前後と高水準が続いている。

**知的財産別：ブランド名などを付した商標権の侵害物品の輸入差止が大半
デザインを模した意匠権の侵害物品の輸入差止点数が増加**

- ・ ブランド名やロゴマークなどを付した商標権の侵害物品が輸入差止全体の大半を占めており、輸入差止件数・点数ともに総じて増加傾向にある。
- ・ 空気冷却器やイヤホンなどのデザインを模した意匠権の侵害物品に係る輸入差止点数が毎年増加傾向にある。

**品目別：健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品の輸入差止めが継続
オリンピック・パラリンピック関連物品、人気アニメ関連物品など、多岐にわたる知的財産侵害物品を輸入差止め**

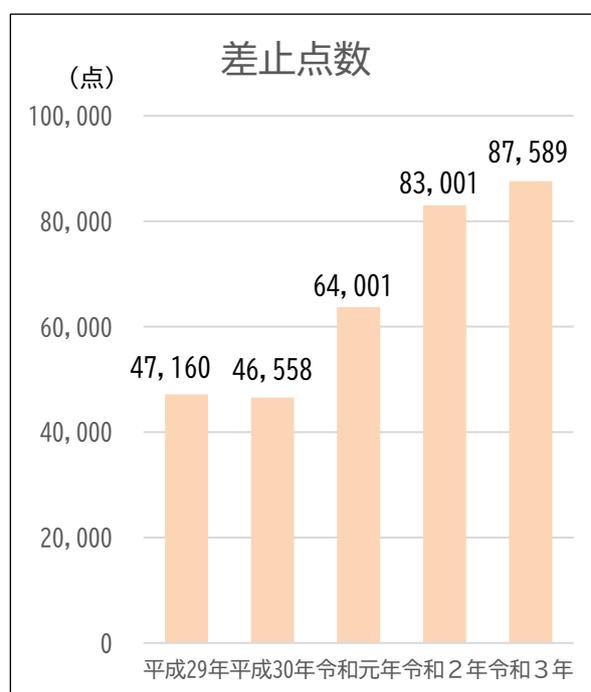
- ・ 化粧品、サングラス、マスク、スポーツ用品、リチウムイオンバッテリーなど、使用することにより、健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品
- ・ メダル、ピンバッジ、Tシャツなど、東京オリンピック・パラリンピックに関連した同侵害物品
- ・ 玩具、文房具、布マスクなど、アニメ「鬼滅の刃」に関連した同侵害物品の輸入差止めが続いている。

令和3年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- ◆ 輸入差止件数は、郵便物の形態が大半を占める。令和3年は、前年より減少したが、全国税関の中で唯一1万件を超える高い水準で推移し、総じて増加傾向にある。なお、令和3年は1日平均で30件の差止め。
- ◆ 輸入差止点数も、2年連続で8万点を超える高い水準で推移し、総じて増加傾向にある。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
 「輸入差止点数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品の数です。
 例えば、1件の輸入申告又は郵便物に20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1件、20点」として計上しています。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



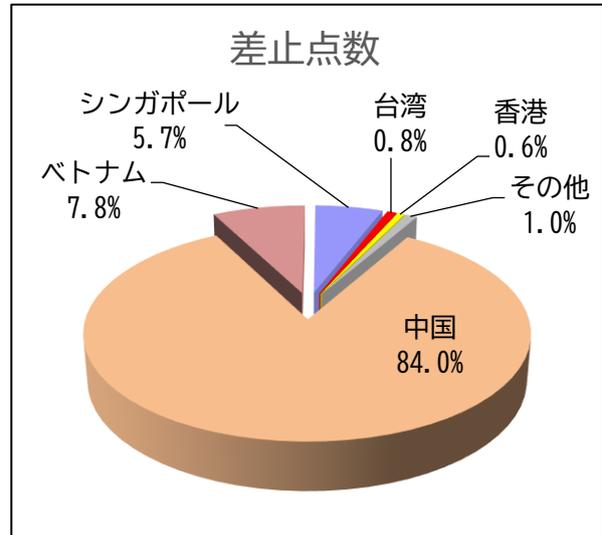
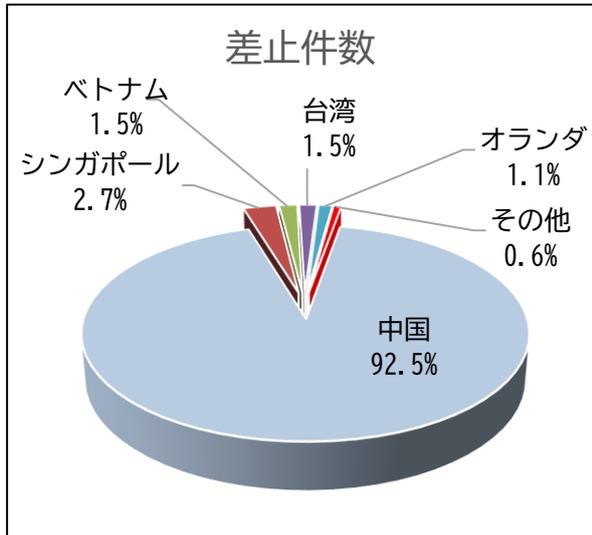
<参考：輸入差止件数における全国実績との比較>

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
横浜実績	輸入差止件数 (全国比)	5,833 (19.1%)	6,064 (23.3%)	9,595 (40.1%)	13,222 (43.6%)	11,083 (39.2%)
	うち郵便物 (全国比)	5,820 (20.5%)	6,054 (26.8%)	9,565 (45.3%)	13,184 (46.9%)	11,062 (42.9%)
全国実績	輸入差止件数	30,627	26,005	23,934	30,305	28,270
	うち郵便物	28,340	22,563	21,091	28,090	25,815

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数・点数ともに、中国仕出しが引き続き 9 割前後の高水準にあるほか、ベトナム、シンガポール仕出しが総じて増加している。

仕出国（地域）別輸入差止実績の構成比

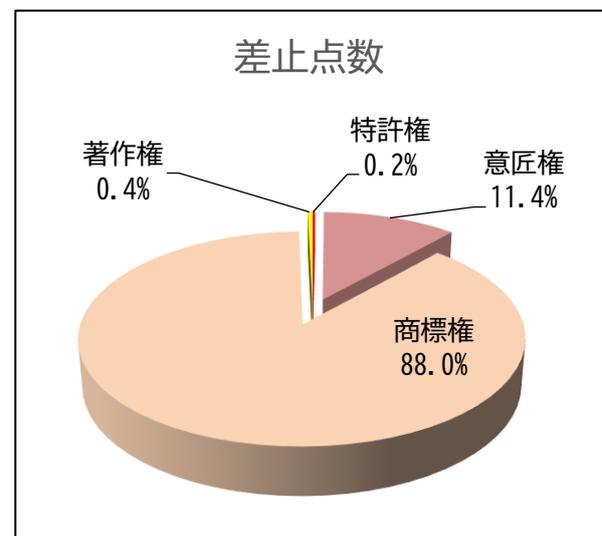
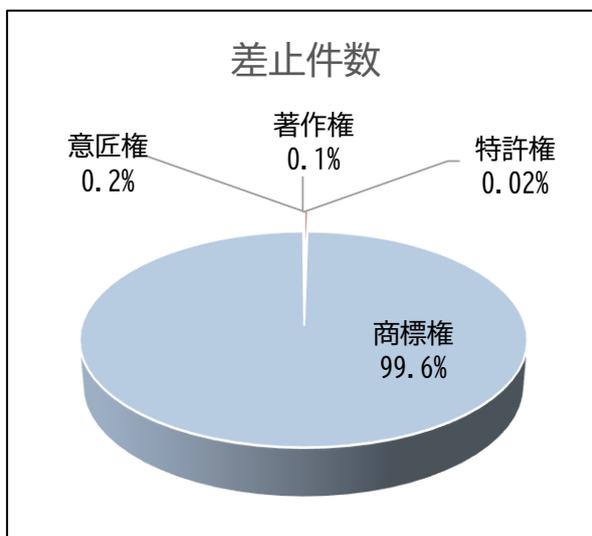


（注）構成比の合計は、四捨五入しているため 100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数・点数ともに、ブランド名などを付した商標権侵害物品が引き続き全体の大半を占めるほか、空気冷却器やイヤホンなどのデザインを模した意匠権侵害物品 27 件・9,976 点、アニメのキャラクターを模したフィギュアやスマートフォンケースなどの著作権侵害物品 11 件・329 点の輸入を差止めた。

知的財産別輸入差止実績の構成比

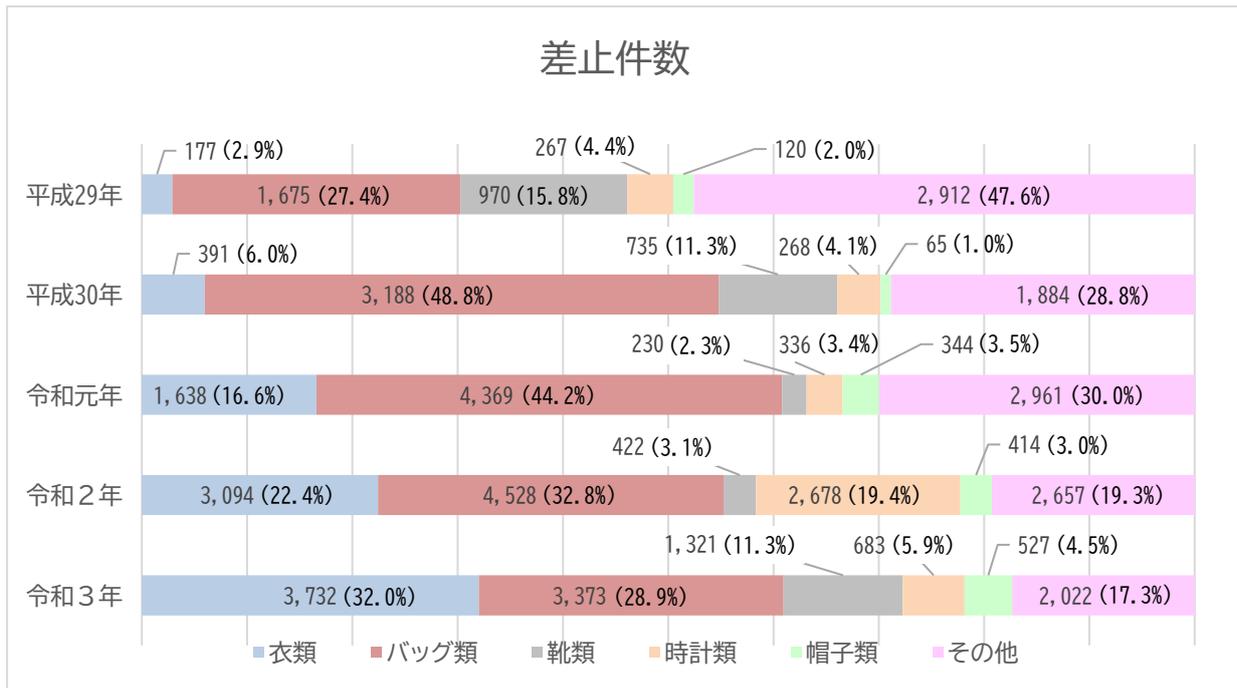


（注）構成比の合計は、四捨五入しているため 100%にならない場合があります。

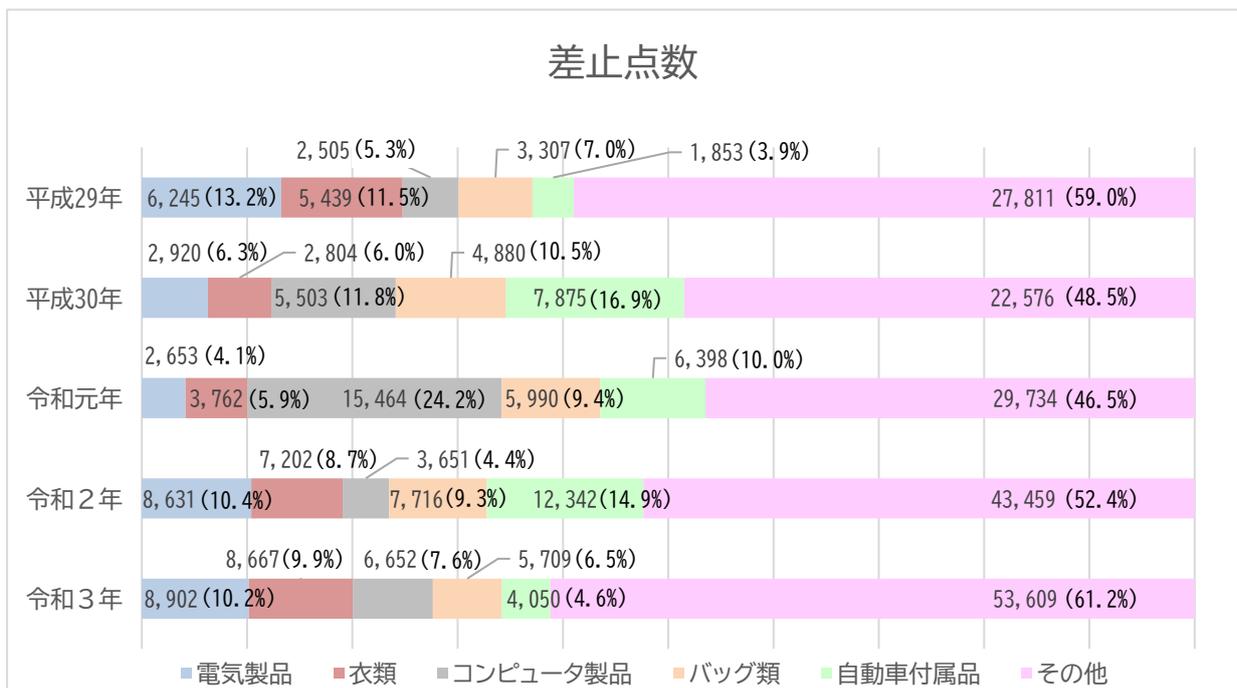
3. 品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数の上位5品目は全て身につけるものであり、衣類・靴類・帽子類が総じて増加傾向。令和3年は、衣類が3割超を占め、バッグ類を抜いて1位のほか、靴類が大幅に増加した。
- ◆ 輸入差止点数の上位5品目では、令和3年は、空気冷却器やイヤホンの大口差止めにより、電気製品が1位。上位5品目以外では、コロナ禍によるマスク需要の拡大に伴い、不織布マスクの輸入差止めが大幅に増加したほか、アニメ「鬼滅の刃」関連品として、布マスクの大口差止めがあった。

品目別輸入差止実績の推移と構成比



(注) 構成比の合計は、四捨五入しているため100%にならない場合があります。



(注) 構成比の合計は、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

横浜税関で輸入を差止めた侵害物品の例

健康や安全を脅かす危険性のある物品

※これらの侵害物品の使用は、消費者の健康や安全を脅かす危険性があります。

不織布マスク（商標権）



化粧品（商標権）



香水（商標権）



電動ドライバー（商標権）



バッテリー（商標権）



充電器（意匠権）



トレーニング機器（意匠権）



オリンピック・パラリンピック関連

Tシャツ（商標権）



ピンバッジ（商標権）



レプリカメダル（商標権）



輸入差止めが多い物品

衣類

コート（商標権）



バッグ類

ハンドバッグ（商標権）



靴類

スニーカー（商標権）



時計類

腕時計（商標権）



帽子類

帽子（商標権）



携帯電話及び付属品

スマートフォン（商標権）



その他

空気冷却器（意匠権）



イヤホン（意匠権）



おもちゃのお札（商標権）



マスク（商標権）



令和3年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

（1）件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	
						構成比	前年比
中国	5,184	5,506	9,045	12,284	10,255	92.5%	83.5%
シンガポール	141	122	34	422	304	2.7%	72.0%
ベトナム	2	41	64	80	166	1.5%	207.5%
台湾	9	18	21	78	161	1.5%	206.4%
オランダ	2	43	15	220	126	1.1%	57.3%
その他の国（地域）	495	334	416	138	71	0.6%	51.4%
合計	5,833	6,064	9,595	13,222	11,083	100.0%	83.8%

（注1）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2）構成比の合計は、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

（2）点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	
						構成比	前年比
中国	40,069	35,177	48,743	64,583	73,597	84.0%	114.0%
ベトナム	15	2,871	1,613	3,101	6,848	7.8%	220.8%
シンガポール	993	719	334	1,147	5,000	5.7%	435.9%
台湾	50	144	38	396	703	0.8%	177.5%
香港	1,859	1,282	10,373	918	557	0.6%	60.7%
その他の国（地域）	4,174	6,365	2,900	12,856	884	1.0%	6.9%
合計	47,160	46,558	64,001	83,001	87,589	100.0%	105.5%

（注1）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2）構成比の合計は、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数
下段：点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	前年比
	特許権	1 2,100	1 60	0 0	4 12,797	2 173	0.0% 0.2%
実用新案権	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	— —	— —
意匠権	22 7,829	35 974	14 2,220	26 6,708	27 9,976	0.2% 11.4%	103.8% 148.7%
商標権	5,800 34,416	5,982 44,474	9,556 58,928	13,181 62,748	11,046 77,111	99.6% 88.0%	83.8% 122.9%
著作権	18 2,815	53 1,049	26 2,853	13 748	11 329	0.1% 0.4%	84.6% 44.0%
著作隣接権	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	— —	— —
回路配置利用権	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	— —	— —
育成者権	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	— —	— —
不正競争防止法	0 0	1 1	0 0	0 0	0 0	— —	— —
合計	5,833	6,064	9,595	13,222	11,083	100.0%	83.8%
	47,160	46,558	64,001	83,001	87,589	100.0%	105.5%

(注1) 事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

なお、構成比は権利ごとの数の合計（のべ数）をもとに算出しています。

(注2) 構成比の合計は、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権：特許法に基づき特許登録された「発明」

実用新案権：実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等の「形あるアイデア」

意匠権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権：創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」

著作隣接権：レコード会社により製作された「音楽CD（日本での販売が禁止されている海外版音楽CD）」

回路配置利用権：半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」

育成者権：種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・ 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・ 著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
- ・ 他人の商品の形態を模倣するもの
- ・ 「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
- ・ 技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例：ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

3. 品目別輸入差止実績

(1) 件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	前年比
衣類	177	391	1,638	3,094	3,732	32.0%	120.6%
バッグ類	1,675	3,188	4,369	4,528	3,373	28.9%	74.5%
靴類	970	735	230	422	1,321	11.3%	313.0%
時計類	267	268	336	2,678	683	5.9%	25.5%
帽子類	120	65	344	414	527	4.5%	127.3%
携帯電話及び付属品	1,655	896	989	485	447	3.8%	92.2%
身近細貨類	39	92	139	196	285	2.4%	145.4%
ベルト類	63	69	564	695	214	1.8%	30.8%
眼鏡類及び付属品	620	198	195	67	184	1.6%	274.6%
キーホルダー類	86	115	94	281	118	1.0%	42.0%
その他の品目	449	514	980	933	774	6.6%	83.0%
合計	5,833	6,064	9,595	13,222	11,083	100.0%	83.8%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

(注2) 構成比の合計は、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

(2) 点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	前年比
電気製品	6,245	2,920	2,653	8,631	8,902	10.2%	103.1%
衣類	5,439	2,804	3,762	7,202	8,667	9.9%	120.3%
コンピュータ製品	2,505	5,503	15,464	3,651	6,652	7.6%	182.2%
バッグ類	3,307	4,880	5,990	7,716	5,709	6.5%	74.0%
自動車付属品	1,853	7,875	6,398	12,342	4,050	4.6%	32.8%
玩具類	816	240	1,680	1,948	2,578	2.9%	132.3%
布製品	99	54	508	230	2,478	2.8%	1077.4%
帽子類	863	469	850	1,238	2,368	2.7%	191.3%
携帯電話及び付属品	9,157	4,209	3,863	2,312	2,093	2.4%	90.5%
靴類	1,103	1,116	368	941	1,971	2.3%	209.5%
その他	15,773	16,488	22,465	36,790	42,121	48.1%	114.5%
合計	47,160	46,558	64,001	83,001	87,589	100.0%	105.5%

(注1) 構成比の合計は、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

4. 輸送形態別輸入差止実績

上段：件数
下段：点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	前年比
	一般貨物	13	10	30	38	21	0.2%
	14,593	8,566	21,590	30,271	43,451	49.6%	143.5%
郵便物	5,820	6,054	9,565	13,184	11,062	99.8%	83.9%
	32,567	37,992	42,411	52,730	44,138	50.4%	83.7%
合計	5,833	6,064	9,595	13,222	11,083	100.0%	83.8%
	47,160	46,558	64,001	83,001	87,589	100.0%	105.5%

5. 輸出差止実績

(1) 仕向国（地域）別件数・点数

上段：件数
下段：点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	前年比
	香港	0	0	0	1	1	100.0%
	0	0	0	1,200	1,252	100.0%	104.3%
フィリピン	0	14	0	0	0	—	—
	0	24	0	0	0	—	—
合計	0	14	0	1	1	100.0%	100.0%
	0	24	0	1,200	1,252	100.0%	104.3%

(2) 知的財産別件数・点数

上段：件数
下段：点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	前年比
	特許権	0	0	0	0	1	100.0%
	0	0	0	0	1,252	100.0%	全増
商標権	0	13	0	1	0	—	全減
	0	16	0	1,200	0	—	全減
著作権	0	1	0	0	0	—	—
	0	8	0	0	0	—	—
合計	0	14	0	1	1	100.0%	100.0%
	0	24	0	1,200	1,252	100.0%	104.3%

(3) 品目別件数・点数

上段：件数
下段：点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	
						構成比	前年比
電気製品	0	0	0	0	1	100.0%	全増
	0	0	0	0	1,252	100.0%	全増
コンピュータ製品	0	0	0	1	0	—	全減
	0	0	0	1,200	0	—	全減
バッグ類	0	12	0	0	0	—	—
	0	14	0	0	0	—	—
CD、DVD類	0	1	0	0	0	—	—
	0	8	0	0	0	—	—
携帯電話及び付属品	0	1	0	0	0	—	—
	0	2	0	0	0	—	—
合計	0	14	0	1	1	100.0%	100.0%
	0	24	0	1,200	1,252	100.0%	104.3%

【問い合わせ先】
 横浜税関 業務部 知的財産調査官
 TEL 045-212-6116 (直通)